

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月23日
【事業年度】	第36期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	シャクリー・グローバル・グループ株式会社
【英訳名】	SHAKLEE GLOBAL GROUP, INC.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 番場 孝
【本店の所在の場所】	東京都港区西麻布三丁目2番6号
【電話番号】	(03)5410-0455
【事務連絡者氏名】	経理部長 島立 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西麻布三丁目2番6号
【電話番号】	(03)5410-8952
【事務連絡者氏名】	経理部長 島立 直樹
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第32期 平成18年3月	第33期 平成19年3月	第34期 平成20年3月	第35期 平成21年3月	第36期 平成22年3月
売上高(百万円)	26,428	26,539	27,322	24,685	23,436
経常利益(百万円)	2,671	1,179	2,222	2,199	3,261
当期純利益(百万円)	1,228	376	1,441	1,341	2,847
純資産額(百万円)	6,391	6,241	5,229	3,573	5,056
総資産額(百万円)	36,289	36,435	32,488	30,884	30,527
1株当たり純資産額(円)	258.32	248.67	204.73	136.39	197.60
1株当たり当期純利益(円)	49.61	15.23	58.28	54.27	115.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	49.57	-	-	-	115.17
自己資本比率(%)	17.6	16.9	15.6	10.9	16.0
自己資本利益率(%)	21.6	6.0	25.7	31.8	69.0
株価収益率(倍)	22.8	55.4	12.16	11.70	5.51
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	2,543	394	3,058	3,076	4,172
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	346	580	569	758	364
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	3,552	404	729	1,656	2,049
現金及び現金同等物の期末残高(百万円)	4,850	3,483	4,699	5,271	6,807
従業員数(人)	661	678	671	650	636

(注) 1. 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)が含まれておりません。

2. 第33期、第34期及び第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第33期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第32期 平成18年3月	第33期 平成19年3月	第34期 平成20年3月	第35期 平成21年3月	第36期 平成22年3月
売上高(百万円)	716	808	450	1,260	350
経常利益(百万円)	651	649	306	1,143	216
当期純利益(百万円)	656	648	335	1,143	256
持分法を適用した場合の投資利益(百万円)	-	-	-	-	-
資本金(百万円)	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296
発行済株式総数(千株)	25,920	25,920	25,920	25,920	25,920
純資産額(百万円)	4,433	4,423	4,089	4,524	4,004
総資産額(百万円)	4,453	4,623	4,524	4,598	4,442
1株当たり純資産額(円)	179.20	175.16	158.61	174.82	155.05
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	30.00 (15.00)	30.00 (15.00)	30.00 (15.00)	30.00 (15.00)	30.00 (15.00)
1株当たり当期純利益(円)	26.55	26.22	13.56	46.27	10.37
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	26.54	-	-	-	10.37
自己資本比率(%)	99.6	93.7	86.7	94.0	86.3
自己資本利益率(%)	14.7	14.8	8.1	27.8	6.3
株価収益率(倍)	42.6	32.2	52.3	13.7	61.2
配当性向(%)	113.0	114.4	221.3	64.8	289.3
従業員数(人)	0	0	0	0	0

(注) 1. 売上高には、消費税等が含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため記載しておりません。

3. 当社は、第33期、第34期及び第35期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は記載しておりません。

4. 第33期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## 2【沿革】

年月	沿革
昭和50年5月	米国のシャクリーコーポレーションの100%子会社であるシャクリーコーポレーションピー・ブイの全額出資により、日本における栄養補給食品の将来性に着目して、栄養補給食品を主要製品として、主原料を米国シャクリーコーポレーションより輸入し、愛用者（シャクリーファミリー）に販売することを目的として「日本シャクリー株式会社」を設立。
昭和50年8月	家庭用クリーナーの販売を開始。
昭和50年9月	基礎栄養食品の販売を開始。
昭和53年1月	パーソナルケア製品の販売を開始。
昭和54年10月	シャクリー工業日本株式会社の株式を取得し、同社を当社の生産部門を担当する子会社とする。
昭和58年4月	シャクリー工業日本株式会社の新工場を静岡県富士郡芝川町に竣工。
昭和58年5月	生理活性物質食品の販売を開始。
昭和59年12月	栄養飲料の販売を開始。
昭和60年1月	栄養志向食品の販売を開始。
昭和61年8月	社団法人日本証券業協会東京地区協会（現日本証券業協会）に店頭売買銘柄として登録。
昭和62年1月	スイス・ブロクソ社との販売提携による口腔衛生器具の販売を開始。
昭和62年7月	ネスル株式会社（現ネスレ日本株式会社）との販売提携によるネスル製品の販売を開始。
平成元年2月	当社の支配株主であった米国のシャクリーコーポレーションの子会社が所有する当社株式全株が、山之内製薬株式会社に譲渡されたことにより、当社の親会社は山之内製薬株式会社となる。
平成元年8月	米国のディスカバリー・トイズInc. と合併会社（ディスカバリー・トイズ株式会社）を設立し、同社の教育玩具類と販売システムに基づき教育関連事業に進出。
平成5年12月	ディスカバリー・トイズ株式会社（平成6年5月 株式会社エクスコに社名変更）を100%子会社とする。ディスカバリー・トイズ製品の一部の販売を開始。
平成7年8月	株式会社エクスコを解散。
平成14年2月	当社の親会社山之内製薬株式会社が所有する当社株式を、山之内製薬株式会社の子会社山之内グループホールディングInc.（議決権所有割合100%）へ現物出資し、山之内グループホールディングInc. がその子会社山之内コンシューマーInc.（議決権所有割合100%）へ現物出資し、当社の親会社は3社となりました。
平成15年3月	山之内製薬株式会社が山之内U.S.ホールディングInc.を設立し、山之内U.S.ホールディングInc. が山之内グループホールディングInc.の株式を100%所有した為、当社の親会社は4社となりました。
平成16年5月	山之内製薬株式会社の子会社山之内コンシューマーInc.の所有する当社株式全株が、イノービスに譲渡されたことにより当社の親会社はイノービスとなる。 米国に設立した当社の100%子会社であるシャクリーU.S.ホールディングコーポレーションを通じ、米国のシャクリーコーポレーションを取得したことにより、同社及びその子会社も当社の子会社となる。
平成16年6月	当社の親会社であるイノービスが、シャクリー・ワールドワイド・エルエルシーに社名変更。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成16年12月	当社は、会社分割により持株会社に移行し、社名をシャクリー・グローバル・グループ株式会社に変更。 子会社として、日本シャクリー株式会社を設立。
平成17年3月	当社の親会社シャクリー・ワールドワイド・エルエルシーが所有する当社の株式が、シルバー・ファミリー・ホールディングス・エルエルシー及びRHJインターナショナル エスエーの100%子会社であるRHJシャクリー・ホールディングの2社の保有となる。

### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる主な事業内容と企業集団を構成する各会社の当該事業における位置づけの概要は次のとおりであります。

[ 栄養補給食品、パーソナルケア製品及びホームケア製品 ] 会社総数 23 社

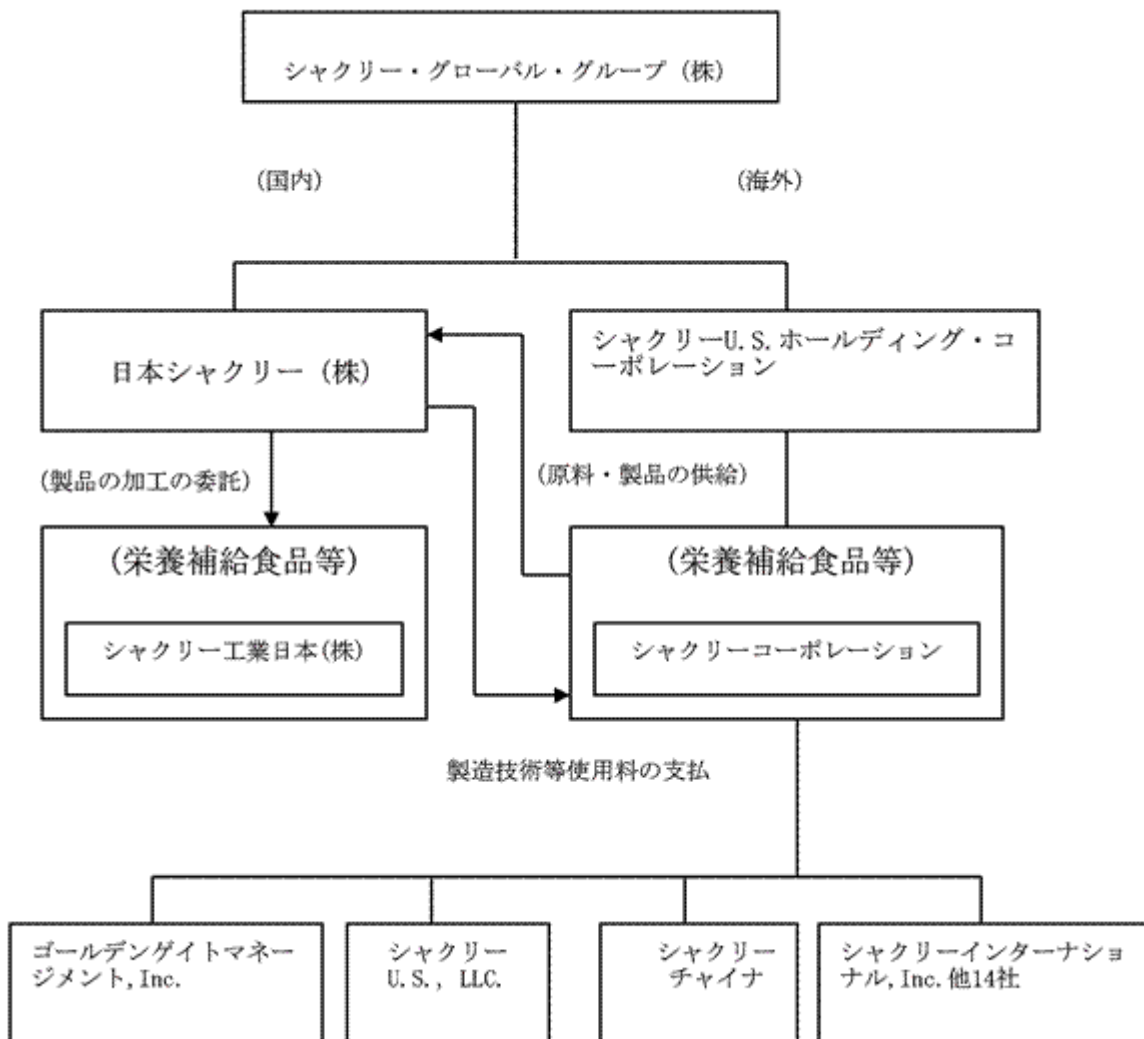
当社グループはシャクリー・グローバル・グループ（株）を持株会社とし、その傘下に各事業会社を配置しております。

（国内）日本シャクリー（株）が、シャクリーファミリー（スーパーバイザー、ディストリビューター及びメンバーで構成）を通じて、国内の消費者へ販売しております。

なお、原料及び製品の一部をシャクリーコーポレーションより購入し、製造技術等使用料を支払っております。また、シャクリー工業日本(株)へは製品の加工を委託しております。

（海外）シャクリーコーポレーションが製造し、北米、東南アジアにおいてシャクリーファミリーを通じて消費者へ販売しております。

以上に述べた当社グループの概要図は次のとおりであります。



## 4【関係会社の状況】

## 連結子会社

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
日本シャクリー(株)(注1,2)	東京都港区西麻布	400百万円	栄養補給食品等の製造販売	100.0	役員の兼任8名
シャクリーU.S.ホールディングコーポレーション	米国カリフォルニア州	30百万米ドル	米国持株会社	100.0	役員の兼任2名
シャクリー工業日本(株)	静岡県富士郡芝川町	30百万円	栄養補給食品の加工	100.0 (100.0)	-
シャクリーコーポレーション(注1)	米国カリフォルニア州	1米ドル	栄養補給食品等の製造販売	100.0 (100.0)	役員の兼任4名
シャクリーU.S.,LLC(注1,2)	米国カリフォルニア州	1米ドル	栄養補給食品等の販売	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
シャクリーインターナショナル インク	米国カリフォルニア州	45米ドル	栄養補給食品等の販売	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
その他16社					

(注)1. 特定子会社に該当しております。

2. 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えているが、それぞれの所在地別セグメントの売上高に占める当該連結子会社の売上高の割合が100分の90を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

3. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

## その他の関係会社

その他の関係会社	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の被所有割合(%)	関係内容
RHJインターナショナル エスエー	ベルギー国ブリュッセル	80,936百万円	持株会社	42.8 (41.0)	役員の兼任1名
RHJシャクリー・ホールディング	ベルギー国ブリュッセル	88百万ユーロ	持株会社	41.0	-
シルバー・ファミリー・ホールディングス・エルエルシー	米国デラウェア州	1百万米ドル	持株会社	41.0	役員の兼任1名

(注)議決権の被所有割合の( )内は、間接被所有割合で内数であります。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

事業の種類別セグメント情報を記載していないため、国内国外別の従業員数を示すと次のとおりであります。

平成22年3月31日現在

	従業員数(人)
国内 栄養補給食品等の製造販売	146 人
国外 栄養補給食品等の製造販売	490 人
合計	636 人

### (2) 提出会社の状況

当社は純粋持株会社のため従業員はおりません。

### (3) 労働組合の状況

当社グループでは、労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好であり、特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当連結会計年度においては、高い失業率、不安定な経済情勢、USドル安、といった様々な問題に直面しました。

当会計年度の当社グループ売上高は、総売上高（前年同期比 5.5%減少）、純売上高（前年同期比 5.1%減少）ともに、昨年に比べて減少する結果となりましたが、これは、為替変動の影響によるところが大きく、この影響を除けば、総売上高は微増、純売上高は0.5%の増加となります。

このような厳しい経済環境の中で、当社としては、新製品の開発、新規メンバーの開拓、セールスリーダーの育成に力を注いでまいりました。

この結果、US、日本以外での売上は、特に前年度に営業を開始した中国において増加しております。一方USと日本では前年度に始まった景気後退による消費者の買い控え傾向の影響が続いております。

厳しい環境のもと、総売上高は40,396百万円（前年比5.5%減）、純売上高（売上割戻差引後）23,436百万円（前年比5.1%減）となりました。

しかしながら営業利益は前年比23.3%増の3,805百万円、経常利益は3,261百万円（前年比48.3%増）、純利益は2,847百万円（前年比112.2%増）の増益となりました。

営業利益の増加は、主としてUSと日本において原価管理を徹底し販管費の削減を行ったことによる他、これら以外の国において損失の大幅な抑制を図ることが出来たことによるものです。

経常利益の増加は営業利益の改善に加え借入金の金利低下によります。

純利益は1,506百万円増加（前年比112.2%増）となりましたが、これは米国において現金移動を伴わない退職後医療費給付制度の変更による一時的な特別利益及び同じく現金移動を伴わない税金費用の減少の合計1,125百万円が発生したことによります。

これら現金移動を伴わない一時的な利益を除いた純利益は381百万円増加（前年比28.4%増）となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「現金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローが4,172百万円に対し、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローが 2,413百万円だったことにより1,535百万円増加し、当連結会計年度末には6,807百万円となりました。

その内訳は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、4,172百万円（対前期比1,096百万円増）となりました。

これは主に税金等調整前当期純利益等によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、364百万円（同393百万円減）となりました。これは主に有形・無形固定資産の取得等のための支出によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、2,049百万円（同392百万円増）となりました。これは主に配当金の支払及び長期借入金の返済による支出等によるものであります。



## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
栄養補給食品等	36,357	110.0
合計	36,357	110.0

- (注) 1. 金額は当社グループの販売価格(売上割戻高控除前)換算で表示しております。  
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
栄養補給食品等	23,436	94.9
合計	23,436	94.9

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 3【対処すべき課題】

当社グループの世界的なビジネスは、今後とも世界的な景気後退や不安定な経済状況の影響を受け続けることとなります。

さらに世界の多くの国で景気活性化策としてとられている財政による景気刺激策は、次年度において更なるインフレ要因となり、当社グループのコストを上昇させる要因ともなりかねません。

また、業界内でのさらなる厳しい競争、その他の業界からの競争者の参入による競争の激化は、当社グループの今後の売上、収益に大きな影響となります。

勿論、引き続き、当社グループは経費削減に努めるとともに、新製品の開発、付加価値の増大をメンバーに提供し、営業基盤を強化し、売上増加に努めてまいります。

## 4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財務状況などに影響をおよぼす恐れのあるリスクには以下のようなものがあります。なお、下記の項目で将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

### 財務状況に関するリスク

当社グループでは、当連結会計年度末で、14,217百万円の借入金があります。日米の経済状況の変化による金利の高騰や、為替レートの変動があった場合には、当社の収益に影響を及ぼす恐れがあります。

### 法律や規制の変更によるリスク

当社グループでは、栄養補給食品を主力の商品として扱っておりますので、常に厳しい規制、管理のもとで業務を行っております。そのため将来における法律、規制、政策などの変更ならびに、それらによって発生する制度や慣習の変化が、当社グループの業務遂行や収益に影響を及ぼす恐れがあります。

### 商品及び原料の調達に関するリスク

当社グループが販売する栄養補給食品などの加工を委託しているメーカーや原材料を購入しているメーカーなどに何らかのトラブルがあり、当社グループが要望している納期、及び数量に著しい変化が生じた場合、当社グループの業務遂行や収益に影響を及ぼす恐れがあります。

当社グループでは、これらのリスクを十分に把握し、常にその状況を想定し、諸施策を図ることによりリスクの最小化に努めております。

## 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

当社グループは、栄養補給食品、パーソナルケア製品、ホームケア製品を中心に、市場のニーズや社会環境の変化を先取りし、かつ、他社との差別化を図った新製品の開発や既存製品のリニューアルに積極的に取り組んでおります。また、日米で緊密な連携・協力関係を保って、研究開発を効率的に進めております。  
なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、431百万円となっております。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 財政状態

当連結会計年度末の資産につきましては、現金及び預金が1,537百万円増加し、有形・無形固定資産が償却等により2,098百万円減少しました。

これらの結果総資産は前連結会計年度末に比べ357百万円の減少となりました。

負債につきましては、借入金の返済により借入金が1,042百万円減少し、退職給付引当金が546百万円減少しました。これらの結果負債は前連結会計年度末に比べ1,839百万円の減少となりました。

純資産につきましては、当期純利益の計上により2,847百万円増加しましたが、配当金の支払いにより741百万円減少しました。

また、期末時点の為替の影響により、為替換算調整勘定が589百万発生しました。

これらの結果純資産は前連結会計年度末に比べ1,483百万円増加しました。

キャッシュ・フローにつきましては、当連結会計年度期末日における現金及び現金同等物残高は、6,807百万円で、期首残高に比較して1,535百万円（前年同期比29.1%増）の増加となりました。これは営業活動によるキャッシュ・フローが4,172百万円に対し、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローが2,413百万円だったことによるものです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益3,600百万円、減価償却費1,778百万円等による増加に対し、退職給付引当金の減少494百万円、法人税等支払い1,136百万円、たな卸資産の増加37百万円、仕入債務の増加84百万円等があり、4,172百万円となりました。

また、投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得145百万円、無形固定資産の取得184百万円等により364百万円になり、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い741百万円、長期借入金の返済853百万円等により2,049百万円となりました。

### (2) 経営成績

経営成績及びその分析につきましては、第2「事業の状況」1.「業績等の概要」、3.「対処すべき課題」、4.「事業等のリスク」に記載のとおりであります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループは、研究開発力及び生産力の強化と効率化、販売力の強化、業務の効率化を目的とした設備投資を継続的に実施しております。当連結会計年度の設備投資額は、715百万円（有形固定資産計上ベース）となりました。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

該当事項はありません。

##### (2) 国内子会社

平成22年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
日本シャク リー株式会社	(東京都港 区西麻布)	栄養補給 食品等	全社統括 業務施設	65	1	898	-	11	976	114
シャクリー工 業日本株式会 社	(静岡県富 土郡芝川 町)	栄養補給 食品等	生産設備	26	40	-	-	1	65	32

(注) 1. 各資産の金額は、有形固定資産の帳簿価額であります。

2. 日本シャクリー株式会社の「その他」の内訳は、工具、器具及び備品11百万円であります。シャクリー工業日本株式会社の「その他」の内訳は、工具、器具及び備品1百万円であります。

3. 主要な貸与固定資産の内訳は以下の通りです。

##### 貸与機械装置

特定外注先に対し当社製品の製造のために貸与している機械装置等であります。

##### 貸与車両

スーパーバイザーに対して貸与している車両898百万円があります。

##### (3) 在外子会社

平成22年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
シャクリー コーポレー ション	(米国カリ フォルニ ア州)	栄養補給 食品等	その他設 備	1,869	350	0	-	321	2,541	490

(注) 1. 各資産の金額は、有形固定資産の帳簿価額であります。

2. 帳簿価額の「その他」の内訳は、工具、器具備品及び建設仮勘定であります。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年6月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	25,920,000	25,920,000	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	-
計	25,920,000	25,920,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

1)旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定及び平成16年6月24日定時株主総会決議、平成17年6月29日定時株主総会決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年9月22日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	16,000	16,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,000	16,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,430	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年10月1日 至平成26年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,430 資本組入額 715	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部は行使で きないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する ものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

## 平成16年11月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	100,000	100,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000	100,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,343	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年12月10日 至平成26年12月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,343 資本組入額 672	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部は行使できないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成17年6月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	12,000	12,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000	12,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,050	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月8日 至平成27年7月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,050 資本組入額 525	同左
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部は行使できないものとする。(2)被割当者は、権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者の地位にあることを要する。(3)この他の条件は、別途定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的となる株式数を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、合併・会社分割を行う場合等は、行使価額の調整事由が生じた場合にも、適切に調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

2) 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,036,800	1,036,800
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,036,800	1,036,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,313	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,313 資本組入額 657	同左
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部は行使できないものとする。(2)被割当者は、権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。(3)この他の条件は、別途定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。 調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>	同左



平成18年6月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	247,430	247,430
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	247,430	247,430
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,071	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,071 資本組入額 536	同左
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部は行使できないものとする。(2)被割当者は、権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。(3)この他の条件は、別途定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>	同左

平成21年8月12日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	100,000	100,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000	100,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	747	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年8月18日 至平成31年8月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 747 資本組入額 374	同左
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部は行使できないものとする。(2)被割当者は、権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。(3)この他の条件は、別途定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>	同左

平成22年2月9日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	50,000	50,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000	50,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	598	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年3月2日 至平成32年3月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 598 資本組入額 299	同左
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部は行使できないものとする。(2)被割当者は、権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。(3)この他の条件は、別途定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的となる株式数を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、合併・会社分割を行う場合等は、行使価額の調整事由が生じた場合にも、適切に調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
昭和63年12月16日 (注)	4,320,000	25,920,000	216,000	1,296,000	-	-

(注) 昭和63年12月16日開催の第14回定時株主総会の決議に基づく株式配当による。

無償 株式配当(1:0.2)

発行価格 50円 資本組入額 50円

## (6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 1,000株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	6	17	12	-	1,293	1,333	-
所有株式数 (単元)	-	209	14	115	21,087	-	4,362	25,787	133,000
所有株式数の割合 (%)	-	0.81	0.05	0.45	81.77	-	16.92	100.0	-

(注) 自己株式1,202,469株は、「個人その他」欄に1,202単元及び「単元未満株式の状況」欄に469株を含めて記載しております。

## (7)【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
アールエイチジェイ・シャク リー・ホールディング (常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	Avenue Louise 326,1050 Brussels,Belgium (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	10,074	38.86
シルバー・ファミリー・ホー ルディングス・エルエルシー (常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	Corporation Trust Company 1209 Orange Street Corporation Trust Center Wilmington, Delaware 19801 USA (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	10,074	38.86
シャクリー・グローバル・グ ループ株式会社	東京都港区西麻布3丁目2番6号	1,202	4.63
日本シャクリー取引先持株会	東京都港区西麻布3丁目2番6号	527	2.03
プロスペクト ジャパン ファ ンド リミテッド (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	Trafalgar Court,Les Banques,St.Peter Port,Guernsey Channel Islands,U.K. (東京都中央区日本橋3丁目11番1)	462	1.78
アールエイチジェイ・イン ターナショナル エスエイ (常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	Avenue Louise 326,1050 Brussels,Belgium (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	457	1.76
東京海上日動火災保険株式会 社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	100	0.38
株式会社みずほコーポレート 銀行 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海ア 일랜드トリトンスクエアオフィスタワー Z棟)	88	0.33
小林忠義	栃木県宇都宮市	44	0.17
東京トヨペット株式会社	東京都港区芝浦4丁目8番3号	34	0.13
計	-	23,064	88.98

(注) 所有株式数は1,000株未満を切り捨てて表示しております。



## ( 8 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,202,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,585,000	24,585	-
単元未満株式	普通株式 133,000	-	-
発行済株式総数	25,920,000	-	-
総株主の議決権	-	24,585	-

## 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
シャクリー・グローバル・グループ株式会社	東京都港区西麻布3丁目2番6号	1,202,000	-	1,202,000	4.63
計	-	1,202,000	-	1,202,000	4.63

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

旧商法及び会社法に基づき、当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成16年6月24日、平成17年6月29日、平成18年6月29日、平成21年6月23日及び平成22年6月23日開催の当社定時株主総会において特別決議されたものであります。

(平成16年6月24日定時株主総会決議)

決議年月日	平成16年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	2,600,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、新株予約権の発行日の前3ヶ月間の各日(取引が成立していない日を除く。)のジャスダック市場における当社株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)と新株予約権の発行日に入手可能な最も新しいジャスダック市場における当社株式の普通取引の終値の低い方とする。当社が株式分割または株式併合を行う場合には、1株当たりの行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。調整後行使価額=調整前行使価額×(1/分割・併合の比率)上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整できるものとする。
新株予約権の行使期間	新株予約権の発行日から発行日より10年後の日まで。 ただし、新株予約権は、発行日から4年間、毎年25%ずつ行使可能になるが、発行日から10年経過した日以降は行使することはできない。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部は行使できないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成17年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,365,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、新株予約権の発行日の前3ヶ月間の各日(取引が成立していない日を除く。)のジャスダック市場における当社株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)と新株予約権の発行日に入手可能な最も新しいジャスダック市場における当社株式の普通取引の終値の低い方とする。 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、1株当たりの行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率) 上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整できるものとする。
新株予約権の行使期間	新株予約権の発行日から発行日より10年後の日まで。 ただし、新株予約権は、本新株予約権の発行日の2年後の日が付与された新株予約権の総数の33.3%が、本新株予約権の発行日の3年後の日が付与された新株予約権の総数の33.3%が、本新株予約権の発行日の4年後の日が付与された新株予約権の33.4%が行使可能になるが、発行日から10年経過した日以降は行使することはできない。
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部は行使できないものとする。(2)被割当者は、権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者の地位にあることを要する。(3)この他の条件は、当社と被割当者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成17年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	将来の当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))なお、本新株予約権は、当社及び当社子会社の現時点における取締役及び執行役には付与されません。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	600,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	各新株予約権の1株当たりの行使価額は1円とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権の発行日の3年後の日に付与された新株予約権の総数の33.3%が、本新株予約権の発行日の4年後に付与された新株予約権の総数の33.3%が、本新株予約権の発行日の5年後の日に付与された新株予約権の33.4%がそれぞれ行使可能になる。
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部は行使できないものとする。 (2)被割当者は、権利行使可能となった時点において当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者の地位にあることを要する。また、発行日から10年を経過した日以降は行使することはできない。 (3)新株予約権の行使により取得した株式の譲渡については、新株予約権の発行日から5年後の日までは、当社取締役会の承認を要するものとする。 (4)この他の条件は、当社と被割当者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成18年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	790,770
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、本新株予約権の割当日に入手可能な最も新しいジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値とする。 当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率) 上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日から10年後の応当日まで。 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の4年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。
新株予約権の行使の条件	(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。 (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。 (3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当て契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。 この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(平成18年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	400,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	各新株予約権の1株当たりの行使価額は1円とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権が行使可能となった日から、行使可能となった日が存する事業年度の末日の2ヶ月と2週間後の日まで。 ただし、本新株予約権は、付与された新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、付与された新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の4年後の応当日に、付与された新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の5年後の応当日に、それぞれ行使可能になる。
新株予約権の行使の条件	(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。 (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。また、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。 (3) 行使可能となった本新株予約権は、行使可能となった日を含む当社の事業年度の末日(現在は3月31日)から2ヶ月と2週間後の日までに行使されなければならない。 (4) 本新株予約権の行使により取得した株式の譲渡については、本新株予約権の割当日から5年後の応当日までは、当社取締役会の承認を要する。 (5) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。 この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--



(平成18年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,036,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、1,313円と本新株予約権の割当日に入手可能な最も新しいジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値の高い方とする。 当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率) 上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日から10年後の応当日まで。 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の1年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。
新株予約権の行使の条件	(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。 (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。 (3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。 この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(平成18年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	372,430
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、1,071円と本新株予約権の割当日に入手可能な最も新しいジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値の高い方とする。 当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率) 上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日から10年後の応当日まで。 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の1年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。
新株予約権の行使の条件	(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。 (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。 (3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。 この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(平成21年6月23日定時株主総会決議)

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、割当日(ただし、同日が取引日でない場合は直前の取引日とする。)のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値とする。なお、「取引日」とは、ジャスダック証券取引所において当社普通株式の普通取引の終値が存在する日をいう。 当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率) 上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日から10年後の応当日まで。 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の4年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。
新株予約権の行使の条件	(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。 (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。 (3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。 この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(平成21年6月23日定時株主総会決議)

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,482,230
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、割当日(ただし、同日が取引日でない場合は直前の取引日とする。)のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値とする。なお、「取引日」とは、ジャスダック証券取引所において当社普通株式の普通取引の終値が存在する日をいう。 当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率) 上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日から10年後の応当日まで。 ただし、本新株予約権は、割当日に行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。
新株予約権の行使の条件	(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。 (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。 (3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。 この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--



(平成21年6月23日定時株主総会決議)

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	112,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、割当日(ただし、同日が取引日でない場合は直前の取引日とする。)のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値とする。なお、「取引日」とは、ジャスダック証券取引所において当社普通株式の普通取引の終値が存在する日をいう。 当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率) 上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日から10年後の応当日まで。 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の66.6%が本新株予約権の割当日に、付与された本新株予約権の総数の33.4%が本新株予約権の割当日の1年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。
新株予約権の行使の条件	(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。 (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。 (3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。 この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(平成22年6月23日定時株主総会決議)

決議年月日	平成22年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,412,230
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、割当日(ただし、同日が取引日でない場合は直前の取引日とする。)の大阪証券取引所の開設するJASDAQにおける当社の普通株式の普通取引の終値とする。なお、「取引日」とは、大阪証券取引所の開設するJASDAQにおいて当社普通株式の普通取引の終値が存在する日をいう。 当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率) 上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日から10年後の応当日(同日を含まない。)まで。 ただし、本新株予約権は、割当日に行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。
新株予約権の行使の条件	(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。 (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。 (3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。 この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

## (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	6,536	4,492
当期間における取得自己株式	250	145

(注) 当期間における取得自己株式には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

## (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	272	186	-	-
保有自己株式数	1,202,469	-	1,202,719	-

(注) 当期間における保有自己株式には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社は、株主価値の向上を経営上の最重要課題のひとつとして認識しており、厳しい経営環境のもとにおいても、株主価値の向上を目的として、売上及び利益の向上、財務体質の改善など経営基盤の強化に努めております。

配当金につきましては、会社の今後の業績および将来の成長を図るための投資の必要性などを勘案し、減少する可能性を含めて、適切な配当政策を検討しております。

また、毎事業年度における配当の回数は、当社定款において定められた中間配当、期末配当、その他であり、これらの配当等の決定機関は取締役会であります。

また当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当金(円)
平成21年11月11日 取締役会決議	370	15
平成22年5月19日 取締役会決議	370	15

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	1,300	1,158	868	800	800
最低(円)	934	811	709	346	540

(注) ジャスダック証券取引所における株価を記載しております。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	800	721	630	606	618	636
最低(円)	700	652	540	556	584	581

(注) ジャスダック証券取引所における株価を記載しております。

## 5【役員の状況】

## (1)取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		ロジャー・パー ネット	1964年9月27日生	1993年 アーケード・インク 社長 1997年 アーケード・インク 社長 兼CEO 1999年 ビューティー・ドットコム 会長兼 CEO 2001年 アクティバイテッド・ホールディン グス・エルエルシー マネージング・ パートナー 現在に至る 2004年 シャクリー・U.S.ホールディング コーポレーション 代表取締役 現在 に至る 2004年 シルバー・ファミリー・ホールディ ングス エルエルシー マネージング ・ディレクター 現在に至る 2004年 日本シャクリー株式会社(現シャク リー・グローバル・グループ株式会 社) 取締役、代表執行役会長兼CEO 現 在に至る 2004年 日本シャクリー株式会社 取締役代表 執行役 現在に至る	1年	-
取締役		ドン・ルービン	1934年1月10日生	1965年 ゾンネンシャイン・ナス・アンド・ ローゼンサル・エルエルビーパート ナー 現在に至る 1967年 マクドナルド・コーポレーション 取 締役 1972年 テニス・コーポレーション・オブ・ アメリカ 取締役 1982年 ドーバート・インダストリーズ・イ ンク 取締役 現在に至る 1988年 チャス・レビー・カンパニー 取締役 1991年 ゾンネンシャイン・ナス・アンド・ ローゼンサル・エルエルビーチェア マン 1994年 モレックス・インク 取締役 現在に 至る 2004年 日本シャクリー株式会社(現 シャク リー・グローバル・グループ株式会 社) 取締役 現在に至る 2004年 日本シャクリー株式会社 取締役 現 在に至る 2006年 イーシーピー・インコーポレイ ティッド 取締役 現在に至る 2008年 チャス・レビー・カンパニー 取締役 顧問 現在に至る	1年	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		リチャード・シレ フス	1955年5月7日生	1983年 アライドシグナル・インク ベン ディックス・ヨーロッパ 1993年 テスコ・フランス エスエー 取締役 エスタプリスマン・カッター・エ スエー 取締役 1996年 ユーロトンネル・ピーエルシー CFO ユーロトンネル・エスエー CFO 2002年 ユーロトンネル・ピーエルシー CEO ユーロトンネル・エスエー 会長兼 CEO 2006年 R H J インターナショナル・エ スエー エグゼクティブ・ヴァイス・ブ レジデント 現在に至る 2007年 フェニックスリゾート株式会社 取 締役 現在に至る 2007年 株式会社ディーアンドエムホール ディングス 取締役 2007年 コロンビアミュージックエンタテイ ンメント株式会社 取締役 2007年 当社取締役 現在に至る 2007年 日本シャクリー株式会社 取締役 現 在に至る	1年	-
取締役		富村 隆一	1959年2月17日生	1984年 日本アイ・ビー・エム株式会社 マー ケティング・マネージャー 1990年 株式会社リクルート ジェネラル・マ ネージャー 1994年 ビー・ダブリュー・シー コンサル ティング マネージング・パートナー 2002年 アイ・ビー・エム・コーポレーショ ン ヴァイス・プレジデント 2002年 株式会社ソフマップ 社外取締役 2004年 日本テレコム株式会社 代表執行役兼 取締役 シニア・エグゼクティブ・ ヴァイス・プレジデント 2006年 RHJI インダストリアル・パートナ ーズ・アジア・インク エグゼクティ ブ・ヴァイス・プレジデント兼マ ネージング・ディレクター 2007年 株式会社アルファパーチェス 取締役 現在に至る 2007年 株式会社ディーアンドエムホール ディングス 取締役 2007年 株式会社R H J インターナショナル ・ジャパン 代表取締役兼マネージ ング・ディレクター 現在に至る 2007年 当社取締役 現在に至る 2007年 日本シャクリー株式会社 取締役 現 在に至る	1年	-



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		野宮 博	1949年12月24日生	1974年 三菱商事株式会社 鉄鋳部 1981年 三菱商事株式会社 投資管理部 マネージャー 1986年 Mitsubishi Euro-Africa S.A. (London) 投資マネージャー 1990年 MCF Financial Services Limited (London) マネージング・ディレクター 1994年 三菱商事株式会社 コーポレート・ファイナンス部部长代理 1996年 リップルウッドホールディングスL.L.C.(New York)インベストメント・エグゼクティブ 1999年 株式会社リップルウッド・ジャパン 代表取締役 2005年 R H J インターナショナル・ジャパン 代表取締役 現在に至る 2006年 株式会社アルファパーチェス 取締役 現在に至る 2006年 フェニックスリゾート株式会社 取締役 現在に至る 2007年 ナイルス株式会社 取締役 2007年 コロンビアミュージックエンタテインメント株式会社 取締役 2009年 当社取締役 現在に至る 日本シャクリー株式会社 取締役 現在に至る	1年	-
取締役		番場 孝	1935年11月2日生	1959年 富士紡績株式会社 入社 1976年 エイボン・プロダクツ株式会社 入社 1988年 同社代表取締役社長 1993年 ニュースキンジャパン株式会社 入社 同社代表取締役社長 2003年 同社退社 2004年 日本シャクリー株式会社(現シャクリー・グローバル・グループ株式会社) 代表執行役副会長、取締役 2004年 日本シャクリー株式会社 取締役、代表執行役会長兼社長 現在に至る 2004年 当社取締役、代表執行役社長 現在に至る	1年	-
取締役		ポール・ハーレー	1963年1月27日生	1989年 サイプレスリサーチコーポレーション CEO兼取締役 1995年 アヴェオ・インク CEO兼取締役 2001年 アルセット・インク CEO兼取締役 2006年 イディーリ・インク CEO兼取締役 現在に至る 2010年 当社取締役 現在に至る 日本シャクリー株式会社 取締役 現在に至る	1年	-
計						-

(注) ドン・ルービン、リチャード・シレフス、富村 隆一、野宮 博、ポール・ハーレーは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。

## (2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役会 長兼CEO		ロジャー・パー ネット	(1)取締役の状況参照	(1)取締役の状況参照	1年	-
代表執行役社 長		番場 孝	(1)取締役の状況参照	(1)取締役の状況参照	1年	-
執行役	管理本部長	湯田 芳久	1950年11月8日生	1973年 東洋信託銀行(現三菱UFJ信託銀行) 株式会社 入社 2004年 同社退社 2004年 日本シャクリー株式会社 入社 財務 部長兼企画部長 2005年 当社 執行役 現在に至る 同社 管理本部長 現在に至る 日本シャクリー株式会社 執行役 現 在に至る 同社 管理本部長 現在に至る	1年	-
計						-

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、健全で透明性が高く、かつ経営環境の変化に迅速、的確に対応できる経営体制の確立を重要な経営課題の一つに掲げております。特に、コンプライアンスにつきましては、経営者のみならず、全社員が認識し実践することが不可欠であると考えております。

このような視点の下、当社は、委員会設置会社の機関設計を採用し、業務執行機能の向上及び経営監督機能の強化を図っております。業務執行機能と経営監督機能との分離により、業務執行者である執行役は機動的かつ迅速な意思決定を行う一方、取締役会は経営に関する基本事項の決定および執行役の業務執行の監督に努めております。また、社外取締役を中心として構成される指名委員会、報酬委員会、監査委員会の各委員会は、経営の透明性を向上させ、コンプライアンス体制を構築する上で優れた統治機構であると考えております。

#### 2) 会社の機関の内容

委員会設置会社として、取締役会、監査委員会、指名委員会、報酬委員会を設置している他、日常の業務執行については執行役に委任しております。取締役及び各委員会の委員は下記の通り社外取締役が過半数を占めております。当社の社外取締役は、法務・税務・会計・会社経営等に関する豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に生かすとともに、会社の決定を公正にし、効率的なものにする役割を担っております。

監査の状況について監査委員会は、必要に応じて取締役会その他の重要な会議の閲覧のほか、取締役及び執行役から重要な事項の報告を聴取しています。

また、会計監査人と監査の方針について打合せを行い、会計監査人との意見交換等を通じて、連結計算書類、計算書類及び附属明細書、事業報告、内部統制システム等につき検証しています。

監査委員会は必要に応じて、経営陣に対してコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス上の注意を促しています。

取締役会は7名、うち5名は社外取締役をもって構成しております。

監査委員会は4名、全て社外取締役をもって構成しております。

指名委員会は4名、うち3名は社外取締役をもって構成しております。

報酬委員会は4名、うち3名は社外取締役をもって構成しております。

執行役は3名、うち2名は代表執行役で取締役を兼務しております。

なお、社外取締役は、いずれも人的関係、資本関係、取引関係等、当社との利害関係はございません。

また、監査委員会の補佐機関として、経営方針及び会社所定の体制に則って業務が遂行されているかを、公正な立場で評価、指摘する機能を持つ監査部を設けることができるものとしております。監査部は、独立性及び公正性を保つために、いずれの業務部門にも属さず、またいずれの執行役の管轄下にもなく、監査委員会直轄としており、各部門の業務プロセスの適正性、効率性をチェックします。

当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
業務執行社員	岸上 恵子	新日本有限責任監査法人
	室橋 陽二	
	田中 葉子	

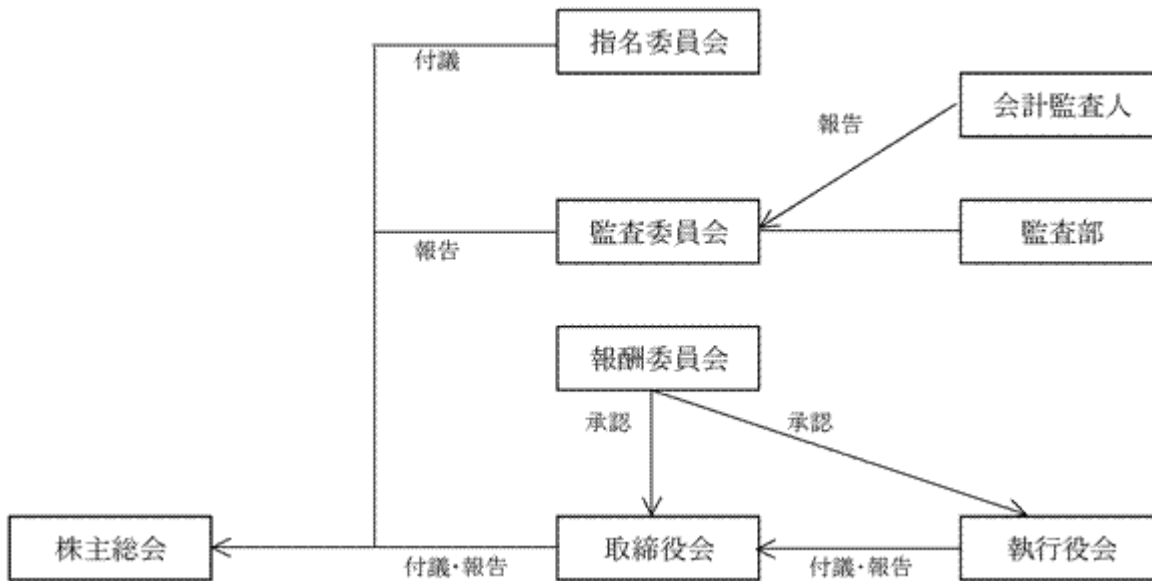
\* 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

\* 同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名 会計士補等4名 その他8名

3) 会社の機関・内部統制の仕組み  
 仕組み図は以下の通りです。



4) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社では、業務の適正を確保するための内部統制システムの整備を目的として、内部統制規則を制定しております。

経営方針に照らして、経営及び一般業務一切の活動と制度を独自の立場より評価、指摘することにより、会計記録の正確性と経営の信頼性を確保することを目的に監査部を設けることができるものとしております。

監査部は、独立性と公正さを保つために、どこの業務部門にも属さず、またいずれの執行役の管轄下にもなく、監査委員会直轄としており、各部門の業務プロセスの適正性、効率性をチェックします。

このほか、日常の業務遂行にあたり、法規制等については、法務部と関連部署によるダブルチェックを社内ルール化しており、また必要に応じて顧問弁護士、会計士等の社外専門家にアドバイスを受けるなど、法令遵守体制の徹底に務めています。

また反社会的勢力との関係遮断を内部統制システムに位置づけるため、規則の整備を行いました。

5) 役員報酬の内容

報酬委員会による取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針

取締役については、各取締役の職務内容に鑑みて、無報酬又は、固定金額及びストック・オプションとして定めています。その支給水準については、経済情勢、当社の状況、各取締役の職務の内容を参考にして相当と思われる金額を限度としております。

執行役については、各執行役の職務内容に鑑みて、基本報酬、業績連動型報酬、ストック・オプション、退職慰労金の組み合わせで定めております。業績連動型報酬については、売上高、EBITDA、キャッシュ・フロー及びその他の報酬委員会が適切と認める要素を業績判定要素とし、その達成状況に応じて変動させております。

各執行役の基本報酬を含む総報酬の支給水準については、経済情勢、当社の状況、各執行役の職務の内容を参考にして相当と思われる金額を限度としております。

取締役及び監査役及び執行役に支払った報酬及び財産上の利益の額

平成18年6月30日開催の取締役会の決議に基づき、ストック・オプションとしての新株予約権3百万円を執行役1名に付与いたしました。

6) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金300万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

7) 取締役の員数

当社の取締役は3名以上とし、うち2名以上は社外取締役とする旨定款に定めております。

8) 取締役の選任・解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

#### 9) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等をより機動的に行うことを目的とするものであります。

#### 10) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

##### 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、企業環境の変化に対応し機動的な経営を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

##### 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

#### 11) 取締役及び執行役の責任免除

当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）及び執行役（執行役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

これは、取締役及び執行役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### 12) 株主総会の特別決議要件

当社は会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

### (2) 【監査報酬の内容等】

#### 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	28	-	46	-
連結子会社	45	-	6	-
計	73	-	52	-

#### 【その他重要な報酬の内容】

##### (前連結会計年度)

当社の連結子会社であるシャクリーU.S.ホールディングコーポレーションは、当社の監査公認会計士等同一のネットワークに属しているアーンスト アンド ヤング LLP（米国）に監査証明業務を委託しており、その報酬額は、659千ドルであります。

##### (当連結会計年度)

当社の連結子会社であるシャクリーU.S.ホールディングコーポレーションは、当社の監査公認会計士等同一のネットワークに属しているアーンスト アンド ヤング LLP（米国）に監査証明業務を委託しており、その報酬額は、574千ドルであります。

#### 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

##### (前連結会計年度)

該当事項はありません。

##### (当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

特段の方針等は設けておりません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、定期的に講習会等に参加しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,273	6,810
売掛金	1,973	2,008
商品及び製品	1,983	1,646
原材料及び貯蔵品	1,023	1,281
前払費用	443	370
繰延税金資産	762	911
その他	304	100
貸倒引当金	39	55
流動資産合計	11,724	13,073
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,025	2,878
減価償却累計額	806	915
建物及び構築物(純額)	2,219	1,962
機械及び装置	2,335	2,277
減価償却累計額	1,842	1,885
機械及び装置(純額)	492	392
車両運搬具	1,591	1,370
減価償却累計額	669	472
車両運搬具(純額)	922	898
工具、器具及び備品	899	855
減価償却累計額	793	808
工具、器具及び備品(純額)	106	46
建設仮勘定	116	147
その他	212	215
減価償却累計額	46	74
その他(純額)	165	141
有形固定資産合計	4,022	3,587
無形固定資産		
のれん	8,295	7,156
商標	3,757	3,557
その他	1,169	845
無形固定資産合計	13,222	11,559
投資その他の資産		
長期貸付金	344	332
長期前払費用	196	128
繰延税金資産	168	669
その他	1,205	1,178
貸倒引当金	2	2
投資その他の資産合計	1,914	2,306
固定資産合計	19,159	17,454
資産合計	30,884	30,527



	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,480	1,496
1年内返済予定の長期借入金	2 866	2 1,047
1年以内のリース債務	571	469
未払売上割戻金	1,591	1,642
未払法人税等	408	518
未払費用	1,763	1,617
代理店研修会議費引当金	348	418
その他	920	760
流動負債合計	7,950	7,971
固定負債		
長期借入金	2 14,393	2 13,170
長期リース債務	2,699	2,558
退職給付引当金	1,427	881
役員退職慰労引当金	37	42
繰延税金負債	255	-
その他	548	847
固定負債合計	19,360	17,499
負債合計	27,310	25,471
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,296	1,296
利益剰余金	3,651	5,756
自己株式	968	972
株主資本合計	3,979	6,080
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5	5
為替換算調整勘定	612	1,201
評価・換算差額等合計	607	1,196
新株予約権	201	172
純資産合計	3,573	5,056
負債純資産合計	30,884	30,527

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
売上高	24,685	23,436
売上原価	1 9,205	1 8,466
売上総利益	15,480	14,970
販売費及び一般管理費	2, 3 12,394	2, 3 11,164
営業利益	3,086	3,805
営業外収益		
受取利息	75	10
受取配当金	1	1
デリバティブ評価益	1	32
為替差益	-	45
債務勘定整理益	-	51
その他	27	25
営業外収益合計	106	166
営業外費用		
支払利息	766	575
支払手数料	71	69
為替差損	31	-
その他	122	66
営業外費用合計	992	710
経常利益	2,199	3,261
特別利益		
退職後医療費給付制度変更戻入益	120	299
新株予約権戻入益	-	40
特別利益合計	120	339
特別損失		
固定資産除却損	4 2	4 0
リース会計基準の適用に伴う影響額	5	-
特別損失合計	8	0
税金等調整前当期純利益	2,312	3,600
法人税、住民税及び事業税	933	1,448
法人税等調整額	36	694
法人税等合計	970	753
当期純利益	1,341	2,847

## 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	1,296	1,296
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,296	1,296
<b>利益剰余金</b>		
前期末残高	5,592	3,651
当期変動額		
剰余金の配当	741	741
当期純利益	1,341	2,847
自己株式の処分	0	0
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	2,540	-
当期変動額合計	1,940	2,105
当期末残高	3,651	5,756
<b>自己株式</b>		
前期末残高	966	968
当期変動額		
自己株式の取得	2	4
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	1	4
当期末残高	968	972
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	5,921	3,979
当期変動額		
剰余金の配当	741	741
当期純利益	1,341	2,847
自己株式の取得	2	4
自己株式の処分	0	0
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	2,540	-
当期変動額合計	1,942	2,101
当期末残高	3,979	6,080

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	16	5
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10	0
当期変動額合計	10	0
当期末残高	5	5
<b>為替換算調整勘定</b>		
前期末残高	876	612
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	263	588
当期変動額合計	263	588
当期末残高	612	1,201
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	859	607
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	252	588
当期変動額合計	252	588
当期末残高	607	1,196
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	167	201
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34	29
当期変動額合計	34	29
当期末残高	201	172
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	5,229	3,573
当期変動額		
剰余金の配当	741	741
当期純利益	1,341	2,847
自己株式の取得	2	4
自己株式の処分	0	0
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	2,540	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	286	618
当期変動額合計	1,655	1,482
当期末残高	3,573	5,056

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	2,312	3,600
減価償却費	1,641	1,778
貸倒引当金の増減額（ は減少）	17	16
受取利息及び受取配当金	76	11
支払利息	766	575
為替差損益（ は益）	1	7
有形固定資産除売却損益（ は益）	2	0
デリバティブ評価損益（ は益）	1	32
売上債権の増減額（ は増加）	19	60
たな卸資産の増減額（ は増加）	170	37
長期前払費用の増減額（ は増加）	2	-
仕入債務の増減額（ は減少）	130	84
未払費用の増減額（ は減少）	136	40
代理店研修会議費引当金の増減額（ は減少）	35	77
退職給付引当金の増減額（ は減少）	241	494
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	9	4
その他	163	94
小計	4,337	5,547
利息及び配当金の受取額	61	9
利息の支払額	721	540
法人税等の支払額	929	1,136
法人税等の還付額	327	293
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,076	4,172
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	352	145
無形固定資産の取得による支出	344	184
従業員に対する貸付けによる支出	85	46
従業員に対する貸付金の回収による収入	25	12
長期性預金の預入による支出	1	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	758	364
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	391	853
配当金の支払額	741	741
リース債務の返済による支出	522	449
自己株式の取得による支出	1	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,656	2,049
現金及び現金同等物に係る換算差額	89	223
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	572	1,535
現金及び現金同等物の期首残高	4,699	5,271
現金及び現金同等物の期末残高	5,271	6,807

## 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 21社            主要な連結子会社名            日本シャクリー(株)、シャクリー            U.S.ホールディングコーポレーショ            ン、シャクリー工業日本(株)、シャ            クリーコーポレーション、シャクリー            U.S., L L C、シャクリー イン            ターナショナル インク</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等            該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 22社            主要な連結子会社名            同左</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等            同左</p>
2. 連結子会社の事業年度等 に関する事項	すべての連結子会社の決算期の末日は、 連結決算日と一致しております。	同左
3. 会計処理基準に関する事 項 (1) 重要な資産の評価基準 及び評価方法	<p>有価証券            その他有価証券            時価のあるものは、連結決算日の市場            価格等に基づく時価法(評価差額は全            部純資産直入法により処理し、売却原価            は移動平均法により算定)。            デリバティブ            時価法によっております。            たな卸資産            国内連結子会社は主として先入先出法            による原価法(貸借対照表価額は収益            性の低下に基づく簿価切下げの方法に            より算定)、また在外子会社は先入先出            法による低価法            (会計方針の変更)            当連結会計年度より、「棚卸資産の評            価に関する会計基準」(企業会計基準            第9号 平成18年7月5日公表分)を            適用しております。            これにより営業利益、経常利益及び税            金等調整前当期純利益はそれぞれ11            百万円減少しております。            なお、セグメント情報に与える影響は            当該箇所に記載しております。</p>	<p>有価証券            その他有価証券            同左</p> <p>デリバティブ            同左            たな卸資産            同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産（リース資産を除く） 建物及び構築物・・・定額法 機械装置及び車両運搬具・・・定率法 工具、器具及び備品・・・定率法 ただし、在外連結子会社については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物・・・5～45年 機械装置及び車両運搬具・・・2～6年 工具、器具及び備品・・・3～20年 無形固定資産・・・定額法 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（3年～8年）に基づいております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>リース資産 同左</p>
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 代理店研修会議費引当金 販売代理店であるスーパーバイザーは特定計算期間において所定の販売目標を達成した場合に特定の国内または海外研修会議の参加資格を与られます。代理店研修会議費引当金は計算期間内に参加資格を獲得するであろうスーパーバイザーに係る会社負担経費の見積額のうち、計算期間が当連結会計年度に対応する部分に係る見積額であります。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>代理店研修会議費引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>退職給付引当金</p> <p>当社及び国内連結子会社は、退職一時金及び適格退職年金制度に基づく従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における在籍従業員に係る自己都合要支給額及び年金受給者・待期者に係る責任準備金の額の合計額から年金資産を控除した額を計上しております。</p> <p>また、在外連結子会社については、退職年金制度に基づく従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異の処理については、平均残存勤務期間6.7年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退任に伴う退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>同左</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>同左</p> <p>同左</p>
(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	<p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」に含めて計上しております。</p>	<p>同左</p>
(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理方法</p> <p>税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理方法</p> <p>同左</p>
4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	<p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>同左</p>
5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	<p>のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。</p>	<p>同左</p>
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同左</p>



## 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ547百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p> <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>国内連結子会社は所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>この変更により、営業利益は28百万円増加し、経常利益は0百万円減少し、税金等調整前当期純利益は6百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p>	

## 【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>「財務諸表規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」はそれぞれ1,837百万円、1,041百万円であります。</p> <p>「長期貸付金」は、前連結会計年度まで、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しております。</p> <p>なお前連結会計年度末の「長期貸付金」は279百万円あります。</p>	

## 【注記事項】

## (連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>1. 原材料及び貯蔵品には仕掛品224百万円が含まれております。</p> <p>2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は、次のとおりであります。 投資有価証券 834百万円 上記の投資有価証券は、連結子会社株式であり、連結貸借対照表には計上されておられません。 担保付債務は、次のとおりであります。 1年内返済予定の 長期借入金 842百万円 長期借入金 14,320百万円</p> <p>3. 特定融資枠契約 特定融資枠契約額 4,000百万円 借入実行残高 - 百万円 未実行残高 4,000百万円</p>	<p>1. 原材料及び貯蔵品には仕掛品325百万円が含まれております。</p> <p>2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は、次のとおりであります。 投資有価証券 834百万円 上記の投資有価証券は、連結子会社株式であり、連結貸借対照表には計上されておられません。 担保付債務は、次のとおりであります。 1年内返済予定の 長期借入金 1,015百万円 長期借入金 13,133百万円</p> <p>3. 特定融資枠契約 特定融資枠契約額 4,000百万円 借入実行残高 - 百万円 未実行残高 4,000百万円</p>

## (連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																				
<p>1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 11百万円</p> <p>2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 代理店研修会議費引当金繰入額 283百万円 従業員給料・手当・賞与 4,088百万円 退職給付費用 127百万円</p> <p>3 研究開発費の総額は572百万円であります。</p> <p>4 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2百万円</td> </tr> </table>	建物及び構築物	2百万円	機械及び装置	0百万円	車両運搬具	- 百万円	工具、器具及び備品	0百万円	計	2百万円	<p>1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 66百万円</p> <p>2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 代理店研修会議費引当金繰入額 241百万円 従業員給料・手当・賞与 3,584百万円 退職給付費用 293百万円</p> <p>3 研究開発費の総額は431百万円であります。</p> <p>4 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0百万円</td> </tr> </table>	建物及び構築物	- 百万円	機械及び装置	0百万円	車両運搬具	0百万円	工具、器具及び備品	0百万円	計	0百万円
建物及び構築物	2百万円																				
機械及び装置	0百万円																				
車両運搬具	- 百万円																				
工具、器具及び備品	0百万円																				
計	2百万円																				
建物及び構築物	- 百万円																				
機械及び装置	0百万円																				
車両運搬具	0百万円																				
工具、器具及び備品	0百万円																				
計	0百万円																				

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	25,920	-	-	25,920
合計	25,920	-	-	25,920
自己株式				
普通株式(注)1,2	1,192	4	0	1,196
合計	1,192	4	0	1,196

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加4千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	201
	合計	-	-	-	-	-	201

(注) 上記の新株予約権のうち、平成17年7月8日付与の第4回新株予約権及び平成18年7月1日付与の第6回、第7回、第8回新株予約権の一部については、権利行使日到来前のものが含まれております。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	370	15	平成20年3月31日	平成20年6月25日
平成20年11月13日 取締役会	普通株式	370	15	平成20年9月30日	平成20年12月26日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月19日 取締役会	普通株式	370	利益剰余金	15	平成21年3月31日	平成21年6月24日

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	25,920	-	-	25,920
合計	25,920	-	-	25,920
自己株式				
普通株式(注)1,2	1,196	6	0	1,202
合計	1,196	6	0	1,202

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加6千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	172
	合計	-	-	-	-	-	172

(注)上記の新株予約権のうち、平成21年8月18日付与の第9回新株予約権及び平成22年3月2日付与の第9回の2新株予約権の一部については、権利行使日到来前のものが含まれております。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月19日 取締役会	普通株式	370	15	平成21年3月31日	平成21年6月24日
平成21年11月11日 取締役会	普通株式	370	15	平成21年9月30日	平成21年12月28日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月19日 取締役会	普通株式	370	利益剰余金	15	平成22年3月31日	平成22年6月24日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)												
<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>5,273百万円</td> </tr> <tr> <td>預入れ期間が3カ月を超える定期預金</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>5,271百万円</td> </tr> </table> <p>2. 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ529百万円、555百万円であります。</p>	現金及び預金勘定	5,273百万円	預入れ期間が3カ月を超える定期預金	1百万円	現金及び現金同等物	5,271百万円	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>6,810百万円</td> </tr> <tr> <td>預入れ期間が3カ月を超える定期預金</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>6,807百万円</td> </tr> </table> <p>2. 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ526百万円、545百万円であります。</p>	現金及び預金勘定	6,810百万円	預入れ期間が3カ月を超える定期預金	2百万円	現金及び現金同等物	6,807百万円
現金及び預金勘定	5,273百万円												
預入れ期間が3カ月を超える定期預金	1百万円												
現金及び現金同等物	5,271百万円												
現金及び預金勘定	6,810百万円												
預入れ期間が3カ月を超える定期預金	2百万円												
現金及び現金同等物	6,807百万円												

## (リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)												
<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として、在外子会社における建物及び構築物、国内子会社における車両運搬具であります。 リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項3(2)「重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>308百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>997百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,305百万円</td> </tr> </table>	1年内	308百万円	1年超	997百万円	合計	1,305百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 同左  リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>296百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>885百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,182百万円</td> </tr> </table>	1年内	296百万円	1年超	885百万円	合計	1,182百万円
1年内	308百万円												
1年超	997百万円												
合計	1,305百万円												
1年内	296百万円												
1年超	885百万円												
合計	1,182百万円												

## (金融商品関係)

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

長期貸付金は、米国関係会社の従業員に対する貸付金であり、これらについては信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は主に関係会社取得に係る資金調達であります。またファイナンスリース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは与信管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

長期貸付金は、米国関係会社の従業員に対する貸付金であり、定期的に残高管理を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券である株式については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直しております。

また当社グループは借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用する体制があります。デリバティブ取引の執行・管理については、社内ルールに従い、取締役会・執行役会で審議した上で決定された範囲内で、財務部門が決裁担当者の承認を得て行っており、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行う体制を取っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループでは、各社が適時に資金繰り計画を作成するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、不測の事態に備えて、コミットメントライン契約を結んでおります。なお金融機関との間に財務制限条項があります。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	6,810	6,810	-
(2) 売掛金	2,008	2,008	-
(3) 長期貸付金	332	333	1
(4) 投資有価証券	19	19	-
資産計	9,169	9,170	1
(1) 買掛金	1,496	1,496	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	1,047	1,047	-
(3) 1年以内のリース債務	469	469	0
(4) 未払売上割戻金	1,642	1,642	-
(5) 未払法人税等	518	518	-
(6) 長期借入金	13,170	13,170	-
(7) 長期リース債務	2,558	2,559	1
負債計	20,903	20,905	1
デリバティブ取引	-	-	-

投資有価証券は連結貸借対照表上、投資その他の資産「その他」に含めて表示しております。

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (4) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、取引所の相場によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

## (1) 買掛金、(4) 未払売上割戻金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 1年内返済予定の長期借入金、(6) 長期借入金

これらは、変動金利であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 1年以内のリース債務、(7) 長期リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

当期末で該当する資産・負債残高はありません。

## 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,810	-	-	-
売掛金	2,008	-	-	-
長期貸付金	31	200	79	21
合計	8,849	200	79	21

## 3. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成21年3月31日)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	10	19	9
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	10	19	9
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		10	19	9

当連結会計年度(平成22年3月31日)

## 1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	19	10	9
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	19	10	9
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		19	10	9



## (デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

## 1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
(1) 取引の内容	当社グループの利用しているデリバティブ取引は、金利関連の金利スワップ取引であります。
(2) 取引に対する取組方針	当社グループは、事業活動に伴い財務上発生している金利リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を利用しております。投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。
(3) 取引の利用目的	デリバティブ取引は、金利関連において借入金等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。
(4) 取引に係るリスクの内容	金利スワップ取引は、金利相場変動による支払利息に係るキャッシュフローの変動リスクを有しております。ただし、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の金融機関であるため、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。
(5) 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、社内ルールに従い、取締役会・執行役会で審議した上で決定された範囲内で、財務部門が決裁担当者の承認を得て行っております。
(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明	「取引の時価等に関する事項」についての「契約額等」は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額等または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## 2. 取引の時価等に関する事項

## 金利関連

区分	種類	前連結会計年度(平成21年3月31日)			
		契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引	6,522	-	32	32
合計		6,522	-	32	32

## (注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

デリバティブ取引は当連結会計年度末に終了しております。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として、退職年金制度及び退職一時金制度を採用しています。なお、一部の在外連結子会社は、確定給付型の制度のほか、確定拠出型の制度を設けております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
(1) 退職給付債務(百万円)	2,839	2,410
(2) 年金資産(百万円)	1,458	1,395
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(百万円)	1,381	1,014
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(百万円)	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異(百万円)	70	131
(6) 未認識過去勤務債務(百万円)	128	-
(7) 連結貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)+(6) (百万円)	1,439	883
(8) 前払年金費用(百万円)	-	-
(9) 未払費用(百万円)	11	1
(10) 退職給付引当金(7)-(8)+(9)(百万円)	1,427	881

(注) 当社及び国内連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

## 3. 退職給付費用の内訳

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
(1) 勤務費用(百万円)	103	215
(2) 利息費用(百万円)	155	120
(3) 期待運用収益(百万円)	124	94
(4) 会計基準変更時差異の処理額(百万円)	-	-
(5) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	37	19
(6) 過去勤務債務の費用処理額(百万円)	-	-
(7) その他(百万円)	82	72
退職給付費用(百万円)	179	334
退職給付引当金戻入益(百万円)	-	-
退職後医療費給付制度変更戻入益(百万円)	120	299
計(百万円)	59	34

(注) 1. 簡便法を採用している会社の退職給付費用は、「勤務費用」に含めております。

2. 「(7) その他」は、確定拠出年金への掛金支払額及び在外子会社における退職金支払相当額であります。

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<b>在外連結子会社</b>		
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	同左
(2) 割引率	6.3%	6.3%
(3) 期待運用収益率	8.0%	8.0%
(4) 数理計算上の差異の処理方法	平均残存勤務期間6.7年にわたって定額法により償却しております。	平均残存勤務期間6.7年にわたって定額法により償却しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社執行役 1名 当社関係会社の執行役・取締役 13名 当社関係会社の従業員 20名	当社執行役 2名 当社関係会社の執行役 2名 当社関係会社の従業員 1名	当社執行役 1名 当社関係会社の執行役 2名 当社関係会社の従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 93,000株	普通株式 105,000株	普通株式 17,000株
付与日(割当日)	平成16年10月1日	平成16年12月10日	平成17年7月8日
権利確定条件	なし	なし	なし
対象勤務期間	発行総数の25%については対象勤務期間なし。他の25%については平成16年10月1日から平成17年9月30日。他の25%については平成16年10月1日から平成18年9月30日。残りの25%については平成16年10月1日から平成19年9月30日。	発行総数の25%については対象勤務期間なし。他の25%については平成16年12月10日から平成17年12月9日。他の25%については平成16年12月10日から平成18年12月9日。残りの25%については平成16年12月10日から平成19年12月9日。	発行総数の33.3%については平成17年7月8日から平成19年7月7日。他の33.3%については平成17年7月8日から平成20年7月7日。残りの33.4%については平成17年7月8日から平成21年7月8日。
権利行使期間	自平成16年10月1日至平成26年9月30日 ただし、新株予約権は、発行日から4年間、毎年25%ずつ行使可能になるが、発行日から10年経過した日以降は行使することはできない。	自平成16年12月10日至平成26年12月9日 ただし、新株予約権は、発行日から4年間、毎年25%ずつ行使可能になるが、発行日から10年経過した日以降は行使することはできない。	自平成19年7月8日至平成27年7月7日 ただし、本新株予約権は、本新株予約権の発行日の2年後の日に付与された新株予約権の総数の33.3%が、本新株予約権の発行日の3年後に付与された新株予約権の33.3%が、本新株予約権の発行日の4年後の日に付与された新株予約権の33.4%が行使可能になるが、発行日から10年経過した日以降は行使することはできない。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社子会社のオフィサー 1名	当社執行役 1名	当社子会社のオフィサー 2名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 100,000株	普通株式 1,036,800株	普通株式 372,430株
付与日(割当日)	平成18年7月1日	平成18年7月1日	平成18年7月1日
権利確定条件	なし	なし	なし
対象勤務期間	発行総数の33.3%については平成18年7月1日から平成20年6月30日、他の33.3%については平成18年7月1日から平成21年6月30日、残りの33.4%については平成18年7月1日から平成22年6月30日。	発行総数の33.3%については平成18年7月1日から平成19年6月30日、他の33.3%については平成18年7月1日から平成20年6月30日、残りの33.4%については平成18年7月1日から平成21年6月30日。	発行総数の33.3%については平成18年7月1日から平成19年6月30日、他の33.3%については平成18年7月1日から平成20年6月30日、残りの33.4%については平成18年7月1日から平成21年6月30日。
権利行使期間	自平成20年7月1日 至平成28年6月30日 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の4年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。	自平成19年7月1日 至平成28年6月30日 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の1年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。	自平成19年7月1日 至平成28年6月30日 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の1年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。

(注) 株式数に換算しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成21年3月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション	第6回 ストック・ オプション	第7回 ストック・ オプション	第8回 ストック・ オプション
権利確定前 (株)						
前連結会計年度末	-	-	11,339	100,000	691,546	248,411
付与	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	5,661	33,300	345,255	124,019
未確定残	-	-	5,678	66,700	346,291	124,392
権利確定後 (株)						
前連結会計年度末	93,000	105,000	5,661	-	345,254	124,019
権利確定	-	-	5,661	33,300	345,255	124,019
権利行使	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
未行使残	93,000	105,000	11,322	33,300	690,509	248,038

## 単価情報

	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション	第6回 ストック・ オプション	第7回 ストック・ オプション	第8回 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	1,430	1,343	1,050	985	1,313	1,071
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	-	-	-	200	121	171

2. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法  
該当事項はありません。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

4. 連結財務諸表への影響額

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 34百万円

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

## 1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社関係会社の取締役 2名 当社関係会社の従業員 6名	当社執行役 1名	当社執行役 1名 当社関係会社の執行役 1名 当社関係会社の従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 16,000株	普通株式 100,000株	普通株式 12,000株
付与日(割当日)	平成16年10月1日	平成16年12月10日	平成17年7月8日
権利確定条件	なし	なし	なし
対象勤務期間	発行総数の25%については対象勤務期間なし。他の25%については平成16年10月1日から平成17年9月30日。他の25%については平成16年10月1日から平成18年9月30日。残りの25%については平成16年10月1日から平成19年9月30日。	発行総数の25%については対象勤務期間なし。他の25%については平成16年12月10日から平成17年12月9日。他の25%については平成16年12月10日から平成18年12月9日。残りの25%については平成16年12月10日から平成19年12月9日。	発行総数の33.3%については平成17年7月8日から平成19年7月7日。他の33.3%については平成17年7月8日から平成20年7月7日。残りの33.4%については平成17年7月8日から平成21年7月8日。
権利行使期間	自平成16年10月1日至平成26年9月30日 ただし、新株予約権は、発行日から4年間、毎年25%ずつ行使可能になるが、発行日から10年経過した日以降は行使することはできない。	自平成16年12月10日至平成26年12月9日 ただし、新株予約権は、発行日から4年間、毎年25%ずつ行使可能になるが、発行日から10年経過した日以降は行使することはできない。	自平成19年7月8日至平成27年7月7日 ただし、本新株予約権は、本新株予約権の発行日の2年後の日に付与された新株予約権の総数の33.3%が、本新株予約権の発行日の3年後の日に付与された新株予約権の33.3%が、本新株予約権の発行日の4年後の日に付与された新株予約権の33.4%が行使可能になるが、発行日から10年経過した日以降は行使することはできない。

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社執行役 1名	当社子会社のオフィサー 1名	当社子会社のオフィサー 1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 1,036,800株	普通株式 247,430株	普通株式 100,000株
付与日(割当日)	平成18年7月1日	平成18年7月1日	平成21年8月18日
権利確定条件	なし	なし	なし
対象勤務期間	発行総数の33.3%については平成18年7月1日から平成19年6月30日、他の33.3%については平成18年7月1日から平成20年6月30日、残りの33.4%については平成18年7月1日から平成21年6月30日。	発行総数の33.3%については平成18年7月1日から平成19年6月30日、他の33.3%については平成18年7月1日から平成20年6月30日、残りの33.4%については平成18年7月1日から平成21年6月30日。	発行総数の33.3%については平成21年8月18日から平成23年8月17日、他の33.3%については平成21年8月18日から平成24年8月17日、残りの33.4%については平成21年8月18日から平成25年8月17日。
権利行使期間	自平成19年7月1日 至平成28年6月30日 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の1年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。	自平成19年7月1日 至平成28年6月30日 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の1年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。	自平成23年8月18日 至平成31年8月17日 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の4年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。

第9回の2新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社子会社のオフィサー 1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 50,000株
付与日(割当日)	平成22年3月2日
権利確定条件	なし
対象勤務期間	発行総数の33.3%については平成22年3月2日から平成24年3月1日、他の33.3%については平成22年3月2日から平成25年3月1日、残りの33.4%については平成22年3月2日から平成26年3月1日。
権利行使期間	自平成24年3月2日 至平成32年3月1日 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の4年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。

(注) 株式数に換算しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成22年3月31日)において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。



## ストック・オプションの数

	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション	第6回 ストック・ オプション	第7回 ストック・ オプション	第8回 ストック・ オプション	第9回 ストック・ オプション	第9回の2 ストック・ オプション
権利確定前 (株)								
前連結会計年度末	-	-	5,678	66,700	346,291	124,392	-	-
付与	-	-	-	-	-	-	100,000	50,000
失効	-	-	-	33,400	-	-	-	-
権利確定	-	-	5,678	33,300	346,291	124,392	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-	100,000	50,000
権利確定後 (株)								
前連結会計年度末	93,000	105,000	11,322	33,300	690,509	248,038	-	-
権利確定	-	-	5,678	33,300	346,291	124,392	-	-
権利行使	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	77,000	5,000	5,000	66,600	-	125,000	-	-
未行使残	16,000	100,000	12,000	-	1,036,800	247,430	-	-

## 単価情報

	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション	第6回 ストック・ オプション	第7回 ストック・ オプション	第8回 ストック・ オプション	第9回 ストック・ オプション	第9回の2 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	1,430	1,343	1,050	985	1,313	1,071	747	598
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	-	-	-	200	121	171	161	112

## 2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成21年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	第9回新株予約権	第9回の2新株予約権
株価変動性(注1)	34.93%	35.33%
予想残存期間(注2)	6.5年	6.5年
予想配当(注3)	30円/株	30円/株
無リスク利子率(注4)	0.862%	0.750%

(注) 1 予想残存期間に対応する期間の過去の株価情報を用いております。

2 予想残存期間の合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点までの期間であります。

3 平成21年3月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

### 3. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

### 4. 連結財務諸表への影響額

販売費及び一般管理費の株式報酬費用	10百万円
特別利益の新株予約権戻入益	40百万円

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)		当連結会計年度 (平成22年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	百万円		百万円
繰延税金資産		繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	11	貸倒引当金損金算入限度超過額	8
減価償却費超過額	0	減価償却費超過額	0
投資有価証券評価損否認	15	投資有価証券評価損否認	15
その他投資評価損否認	17	その他投資評価損否認	17
賞与引当金損金算入限度超過額	253	賞与引当金損金算入限度超過額	241
有給休暇引当金	56	有給休暇引当金	51
代理店研修会議費引当金否認	333	代理店研修会議費引当金否認	295
たな卸資産評価損等	86	たな卸資産評価損等	35
未払事業税等否認	158	未払事業税等否認	157
退職給付引当金損金算入限度超過額	562	退職給付引当金損金算入限度超過額	347
研究開発費否認	203	研究開発費否認	56
未確定債務	186	未確定債務	243
繰越欠損金	111	繰越欠損金	162
その他	875	その他	1,014
繰延税金資産小計	2,871	繰延税金資産小計	2,648
評価性引当額	867	評価性引当額	439
繰延税金資産合計	2,003	繰延税金資産合計	2,209
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3	その他有価証券評価差額金	3
その他	1,323	その他	624
繰延税金負債合計	1,327	繰延税金負債合計	628
繰延税金資産(負債)の純額	676	繰延税金資産(負債)の純額	1,581
繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。		繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
	百万円		百万円
流動資産	繰延税金資産 762	流動資産	繰延税金資産 911
固定資産	繰延税金資産 168	固定資産	繰延税金資産 669
固定負債	繰延税金負債 255	固定負債	繰延税金負債 -
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		%	
		法定実効税率	40.5
		(調整)	
		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8
		税制の恩恵を受けない海外損失	6.4
		評価性引当額	12.4
		海外子会社におけるのれんの税効果の影響額	12.4
		その他	2.9
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.9

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)及び当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)において、当社グループは栄養補給食品等以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

## 【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
・売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	7,709	16,067	908	24,685	-	24,685
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	43	859	-	902	902	-
計	7,753	16,927	908	25,588	902	24,685
営業費用	6,365	14,769	1,091	22,226	626	21,599
営業利益(又は営業損失)	1,388	2,157	182	3,362	275	3,086
・資産	23,766	23,222	1,081	48,070	17,185	30,884

(注) 1. 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 北米・・・米国、カナダ、メキシコ

(2) その他・・・マレーシア、台湾、中国

3. 会計方針の変更

(1) (棚卸資産の評価に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」3.(1)に記載のとおり、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「日本」の営業利益は11百万円減少しております。

(2) (連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これにより、「北米」の営業利益は547百万円減少しております。

(3) (リース取引に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。この変更により、「日本」の営業利益は28百万円増加しております。

## 当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地 域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
・売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	7,748	14,604	1,083	23,436	-	23,436
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	20	957	-	977	977	-
計	7,768	15,562	1,083	24,414	977	23,436
営業費用	5,872	13,302	1,094	20,269	638	19,631
営業利益（又は営業損失）	1,896	2,259	11	4,144	339	3,805
・資産	23,115	23,163	1,229	47,509	16,981	30,527

(注) 1. 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 北米・・・米国、カナダ、メキシコ

(2) その他・・・マレーシア、台湾、中国

## 【海外売上高】

最近2連結会計年度の海外売上高は、次のとおりであります。

## 前連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

	北米	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	16,067	908	16,976
連結売上高（百万円）	-	-	24,685
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	65.1	3.7	68.8

(注) 1. 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 北米・・・米国、カナダ、メキシコ

(2) その他・・・マレーシア、台湾、中国

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の日本以外の国又は地域における売上高であります。

## 当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

	北米	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	14,513	1,174	15,688
連結売上高（百万円）	-	-	23,436
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	61.9	5.0	66.9

(注) 1. 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 北米・・・米国、カナダ、メキシコ

(2) その他・・・マレーシア、台湾、中国、シンガポール

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の日本以外の国又は地域における売上高であります。

## 【関連当事者情報】

前連結会計年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	取引金額 (百万円)
役員の 近親者	C.E.パー ネット	-	-	投資助言 サービス業	-	投資助言 サービス	投資助言 サービス	28	その他流 動負債	9
役員	ヴィクター・ パーネット	-	-	当社取締役	-	経営助言 サービス	経営助言 サービス	23	その他流 動負債	23

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資助言サービス料の支払については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 経営助言サービス料の支払については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	136.39円	1株当たり純資産額	197.60円
1株当たり当期純利益金額	54.27円	1株当たり当期純利益金額	115.17円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につ いては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しない ため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益金 額	
			115.17円

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	1,341	2,847
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,341	2,847
期中平均株式数(千株)	24,726	24,720
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	0
(うち新株予約権)	(-)	(0)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	新株予約権6種類(新株予約権の 数1,724,230個)。	新株予約権6種類(新株予約権の 数1,512,230個)。

## (重要な後発事象)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当連結会計年度において、米国子会社の退職者を対象とした、退職後医療費給付制度(以下、「制度」といいます。)について、制度への参加者である退職者からの拠出額を増額させ、かつ医療プロバイダーを一社のみにするという変更が行われました。この変更により、医療プロバイダーが米国全土を網羅していなかったことから、制度への参加者数が減少いたしました。

制度への参加者からの拠出が増加し、参加者数が減少したことで、会社の債務が減少した結果、当連結会計年度において120百万円の特別利益が計上されております。

当該制度について、2009年4月1日を効力発生日として更なる変更が行われました。

この変更により、2009年4月1日以降の医療サービスに関する費用全額を制度参加者が負担することとなったため、翌連結会計年度において319百万円の特別利益が計上される見込みです。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年内返済予定の長期借入金	866	1,047	1.8	-
1年以内のリース債務	571	469	2.6	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	14,393	13,170	2.0	平成23年～24年
長期リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,699	2,558	4.4	平成23年～36年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	18,530	17,245	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,513	11,656	-	-
リース債務	387	385	122	121

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	第2四半期 自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	第3四半期 自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	第4四半期 自平成22年1月1日 至平成22年3月31日
売上高(百万円)	5,980	5,770	5,815	5,871
税金等調整前四半期純利益 金額(百万円)	1,227	842	835	696
四半期純利益金額 (百万円)	715	461	1,565	106
1株当たり四半期純利益金 額(円)	28.93	18.67	63.34	4.23



2【財務諸表等】  
 (1)【財務諸表】  
 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	18	44
未収還付法人税等	252	70
流動資産合計	270	114
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	<sup>1</sup> 4,328	<sup>1</sup> 4,328
投資その他の資産合計	4,328	4,328
固定資産合計	4,328	4,328
資産合計	4,598	4,442
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	<sup>2</sup> 40	<sup>2</sup> 400
未払金	<sup>2</sup> 6	<sup>2</sup> 13
未払法人税等	0	0
その他	27	23
流動負債合計	74	437
負債合計	74	437
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,296	1,296
利益剰余金		
利益準備金	324	324
その他利益剰余金		
別途積立金	3,000	3,000
繰越利益剰余金	670	184
利益剰余金合計	3,994	3,508
自己株式	968	972
株主資本合計	4,322	3,832
新株予約権	201	172
純資産合計	4,524	4,004
負債純資産合計	4,598	4,442

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業収益		
配当金収入	1,260	350
営業収益合計	1,260	350
売上総利益	1,260	350
販売費及び一般管理費	115	133
営業利益	1,144	216
営業外収益		
その他	1	1
営業外収益合計	1	1
営業外費用		
その他	1	1
営業外費用合計	1	1
経常利益	1,143	216
特別利益		
新株予約権戻入益	-	40
特別利益合計	-	40
税引前当期純利益	1,143	256
法人税、住民税及び事業税	-	0
法人税等合計	-	0
当期純利益	1,143	256

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	1,296	1,296
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,296	1,296
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
前期末残高	324	324
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	324	324
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>別途積立金</b>		
前期末残高	3,000	3,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,000	3,000
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	268	670
当期変動額		
剰余金の配当	741	741
当期純利益	1,143	256
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	401	485
当期末残高	670	184
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	3,592	3,994
当期変動額		
剰余金の配当	741	741
当期純利益	1,143	256
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	401	485
当期末残高	3,994	3,508
<b>自己株式</b>		
前期末残高	966	968
当期変動額		
自己株式の取得	2	4
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	1	4
当期末残高	968	972

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	3,922	4,322
当期変動額		
剰余金の配当	741	741
当期純利益	1,143	256
自己株式の取得	2	4
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	400	489
当期末残高	4,322	3,832
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	167	201
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34	29
当期変動額合計	34	29
当期末残高	201	172
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	4,089	4,524
当期変動額		
剰余金の配当	741	741
当期純利益	1,143	256
自己株式の取得	2	4
自己株式の処分	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34	29
当期変動額合計	434	519
当期末残高	4,524	4,004

## 【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法	(1) 子会社株式 同左
2. その他財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理方法 同左

## 【注記事項】

## (貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<p>1. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は、次のとおりであります。 関係会社株式 804百万円 担保付き債務は、次のとおりであります。 連帯債務(偶発債務) 15,163百万円</p> <p>2. 関係会社に対する債権・債務 短期借入金 40百万円 未払金 6百万円</p> <p>3. 偶発債務 連帯債務 日本シャクリー(株)のみずほコーポレート銀行からの借入金15,163百万円について、当社は連帯債務者となっております。</p>	<p>1. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は、次のとおりであります。 関係会社株式 804百万円 担保付き債務は、次のとおりであります。 連帯債務(偶発債務) 14,149百万円</p> <p>2. 関係会社に対する債権・債務 短期借入金 400百万円 未払金 11百万円</p> <p>3. 偶発債務 連帯債務 日本シャクリー(株)のみずほコーポレート銀行からの借入金14,149百万円について、当社は連帯債務者となっております。</p>

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額</p> <p>(1) 支払手数料 27百万円 (2) 株式報酬費用 34百万円 (3) 会計監査報酬 28百万円 (4) 弁護士報酬 4百万円 (5) 株式関係費 17百万円</p> <p>一般管理費に属する費用 100%</p>	<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額</p> <p>(1) 支払手数料 37百万円 (2) 株式報酬費用 10百万円 (3) 会計監査報酬 46百万円 (4) 弁護士報酬 16百万円 (5) 株式関係費 17百万円</p> <p>一般管理費に属する費用 100%</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式 (注)1, 2	1,192	4	0	1,196
合計	1,192	4	0	1,196

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加4千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式 (注)1, 2	1,196	6	0	1,202
合計	1,196	6	0	1,202

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加6千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

## (有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日)

子会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(平成22年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式4,328百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>繰延税金資産</p> <p>  税務上の繰越欠損金 111</p> <p>  未確定債務 9</p> <p>  その他 81</p> <hr/> <p>繰延税金資産小計 202</p> <p>評価性引当額 202</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 -</p> <p>繰延税金資産(負債)の純額 -</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">%</p> <p>法定実効税率 40.5</p> <p>(調整)</p> <p>  受取配当金等永久に益金に算入されない項目 44.5</p> <p>  評価性引当額 4.0</p> <p>  その他 0.0</p> <hr/> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 -</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>繰延税金資産</p> <p>  税務上の繰越欠損金 162</p> <p>  未確定債務 7</p> <p>  その他 69</p> <hr/> <p>繰延税金資産小計 239</p> <p>評価性引当額 239</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 -</p> <p>繰延税金資産(負債)の純額 -</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">%</p> <p>法定実効税率 40.5</p> <p>(調整)</p> <p>  受取配当金等永久に益金に算入されない項目 55.1</p> <p>  評価性引当額 14.6</p> <p>  その他 0.0</p> <hr/> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 0.0</p>

## ( 1株当たり情報 )

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 174.82円 1株当たり当期純利益金額 46.27円	1株当たり純資産額 155.05円 1株当たり当期純利益金額 10.37円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 10.37円

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	1,143	256
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,143	256
期中平均株式数(千株)	24,726	24,720
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	0
(うち新株予約権)	(-)	(0)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類(新株予約権の数1,724,230個)。	新株予約権6種類(新株予約権の数1,512,230個)。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

該当事項はありません。

## 【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

## 【引当金明細表】

該当事項はありません。



## (2)【主な資産及び負債の内容】

## 流動資産

## 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	-
預金の種類	
当座預金	42
普通預金	0
別段預金	2
小計	44
合計	44

## 固定資産

## 関係会社株式

区分	金額(百万円)
シャクリーUSホールディングコーポレーション	3,523
日本シャクリー株式会社	804
合計	4,328

## 流動負債

## 短期借入金

区分	金額(百万円)
日本シャクリー株式会社	400
合計	400

## (3)【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	-
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	
買取・売渡し手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

## 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第35期)(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)平成21年6月23日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成21年6月23日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

(第36期第1四半期)(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)平成21年8月13日関東財務局長に提出。

(第36期第2四半期)(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)平成21年11月13日関東財務局長に提出。

(第36期第3四半期)(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)平成22年2月12日関東財務局長に提出。

(4) 有価証券届出書及びその添付書類

平成22年2月9日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書の訂正届出書

平成22年2月12日関東財務局長に提出。

平成22年2月9日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

平成22年3月2日関東財務局長に提出。

平成22年2月9日提出の有価証券届出書及び平成22年2月12日提出の有価証券届出書の訂正届出書に係る訂正届出書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月23日

シャクリー・グローバル・グループ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岸上 恵子 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 室橋 陽二 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 田中 葉子 印  
業務執行社員

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシャクリー・グローバル・グループ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャクリー・グローバル・グループ株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成21年4月1日を効力発生日として退職後医療費給付制度の変更を行っている。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シャクリー・グローバル・グループ株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、シャクリー・グローバル・グループ株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月23日

シャクリー・グローバル・グループ株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸上 恵子 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	室橋 陽二 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中 葉子 印

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシャクリー・グローバル・グループ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャクリー・グローバル・グループ株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シャクリー・グローバル・グループ株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、シャクリー・グローバル・グループ株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月23日

シャクリー・グローバル・グループ株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岸上 恵子 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 室橋 陽二 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 葉子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシャクリー・グローバル・グループ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャクリー・グローバル・グループ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

シャクリー・グローバル・グループ株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岸上 恵子 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 室橋 陽二 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 葉子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシャクリー・グローバル・グループ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャクリー・グローバル・グループ株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。